

司法試験受験特別措置検討会開催要領（案）

平成17年3月17日一部改正

1 目的

司法試験受験特別措置検討会（以下「検討会」という。）は、身体に障害を持つ者等について、司法試験における公平な受験の機会が確保されるよう、受験のための特別の措置の在り方、基準、審査方法等の検討を目的とする。

2 検討事項

検討会及び構成員の検討事項は、次のとおりとする。

- (1) 受験特別措置の在り方、基準、運用等に関すること。
- (2) 受験特別措置の個別審査の方法等に関すること。
- (3) 受験特別措置の個別審査案件に関すること。

3 構成員

検討会は、医師、特殊教育の専門家、司法試験考査委員等によって構成する。

4 会議等

- (1) 検討会は、法務省大臣官房人事課長（以下「人事課長」という。）の求めにより、随時、会議を開催する。
- (2) 構成員は、会議の開催にかかわらず、司法試験委員会又は人事課長の求めにより、2に関して意見を述べることができる。

5 報告

人事課長は、検討会における検討結果について、速やかに司法試験委員会に報告するものとする。

6 庶務

検討会の庶務は、法務省大臣官房人事課司法試験係において行う。